

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第80回 四会憲法記念行事シンポ 「憲法改正と国民投票 私たちの責任を考える」開催される

憲法問題対策センター副委員長 山内 一浩 (44 期)

5月12日、恒例の四会憲法記念行事の一環として標記シンポジウムが開催された。自衛隊を憲法に明文で規定することをはじめとする憲法改正論議が憲法施行後初めて現実味を帯びてきている情勢の中で、極めて時宜を得たシンポジウムとなった。当日は、一般市民を中心に400人を超える多くの参加があった。

第1部では、「憲法改正と国民投票～主権者の一人として考える」と題して、憲法学者の愛敬浩二名古屋大学大学院法学研究科教授が基調講演を行った。愛敬教授は、まずイギリスのEU離脱レファレンダム(国民投票)の実態を報告され、その教訓として多様な価値観がある中で持続性のある基本政策を二者択一で問うことの危険性を強調された。そのうえで、「憲法改正 賛成か反対か」ではなく、改憲提案については提案者が個別条項ごとにその具体的必要性や改憲による効果等についてきちんと説明すべきであり、国民は冷静に吟味した上で投票する必要があることを述べられた。また自衛隊明記論者が「政府解釈を1ミリも動かさない」と説明していることについて大いに疑問があることを解明され、警鐘を鳴らした。

第2部では、日弁連憲法問題対策本部が昨年実施した「日本国憲法施行70年記念憲法ポスター展」応募全作品が、ナレーション付きの映像で紹介された。いずれも現行憲法に対する想いが込められた力作で、参加者に感銘を与えた。

第3部では、「憲法改正と国民投票 私たちの責任を考える」と題して愛敬教授、ノンフィクション作家の本間龍氏、そして伊藤真会員(日弁連憲法問題対策本部副本部長)によるパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、まず現在自民党が提示している憲法改正案に関する討論がなされ、伊藤会員からは、「後法は前法を破る」の法原則からすれば

9条1項2項が残っても追加された9条の2が優先され、9条が書き替えられたのと同じことになること、現在提示されている「わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な措置」という曖昧な要件が無制限に拡大解釈される危険性があり、自衛隊が憲法上の根拠を持つことで「国防」の名目で市民の自由が抑圧され、社会の空気が変わる危険性も含めて市民生活に重大な影響が生じることが強調された。

次に、国民投票制度に関する討論では、伊藤会員から国民投票法の問題点として、特に最低投票率の定めがなく投票権者の一部の賛成で憲法改正がなされ改正の正当性に疑義が生じかねないこと、「過半数」の基礎票は反改正の意味も含む無効票なども加えた投票総数とすべきことなどの問題点が指摘された。

次に本間氏は、国民投票法が定めるテレビ・ラジオ等のマスコミを使った有料広告にほとんど規制がない問題点を指摘し、政権与党・自民党と緊密な関係にある大手広告代理店がテレビ等の放映枠を握っている現状をリアルに紹介された。そして、そのような現状では、莫大な放映費用を賄える資金力を持つ政党・団体等が改憲スケジュールを主導しつつ独占したテレビ等の放映枠を「活用」し、それによって憲法改正案への賛成広告と反対広告との間で圧倒的な格差(「竹槍」vs「B29」と表現された)が生じ、国民の投票行動が大きく歪められる危険があることを、強く指摘された。この本間氏の報告は、参加者に衝撃をもって受け止められた。伊藤会員ともども、実質的な公平を確保するための有料意見広告に対する規制、国民投票法の改正が必要なが訴えられた。

全体として極めて多くの示唆に富む有意義なシンポジウムであった。本稿ではそのごく一部しか紹介できないが、読者諸氏には各パネラーの著書等を参照されることを希望する。